

JASTI に係る Q & A

(Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI))

2025 年 7 月 14 日

【ver. 1.1】

1. 制度の目的・概要

- 【Q1-1】 JASTI 策定の趣旨・目的は何か。
- 【Q1-2】 JASTI 監査を受けるメリットは何か。
- 【Q1-3】 JASTI 監査と特定技能制度との関係は。JASTI 監査を受ければ、特定技能外国人の受け入れに関する追加要件「国際的な人権基準に適合して事業を行っていること」を満たすのか。
- 【Q1-4】 JASTI の監査要求事項とはどのようなものか。
- 【Q1-5】 各項目に記載された「重要度 (ZT, MJ, MN)」とは何か。
- 【Q1-6】 JASTI 監査結果に基づく「判定」の種類は。どのように決まるのか。
- 【Q1-7】 JASTI 監査の「判定」の有効期間はあるのか。

2. JASTI 監査の体制・手続き等について

- 【Q2-1】 JASTI に基づく第三者監査を受けたい場合、どこに申込みや問い合わせをすれば良いか。
- 【Q2-2】 JASTI の監査料はいくらか。
- 【Q2-3】 JASTI の監査にはどのくらいの期間かかるのか。
- 【Q2-4】 JASTI の要求事項への対応は、過去に遡って適用されるのか。(これまでの対応を補填する必要があるのか。)
- 【Q2-5】 監査結果に対する問い合わせや苦情は、どこに連絡すれば良いか。
- 【Q2-6】 監査前の準備や監査後の改善について、支援を受けられる仕組みはあるか。
- 【Q2-7】 社労士も JASTI 監査が実施できると聞いたが、顧問社労士などに監査をしてもらえるのか。
- 【Q2-8】 BHR 推進社労士とは何か。
- 【Q2-9】 社労士による監査の事前や事後のコンサルティングはいくらかかるのか。
- 【Q2-10】 JASTI 監査で A 判定や B 判定を得られなかった場合、再度監査を受けることになるので、計 2 回分の監査料が必要になるのか。
- 【Q2-11】 JASTI 監査に必要な書類等の準備に時間がかかってしまい、技能実習生の在留期限が過ぎてしまいそうな場合はどうしたら良いのか。
- 【Q2-12】 JASTI についての説明会を開催して欲しい場合はどのようにすれば良いか。
- 【Q2-13】 監査は随時申込み受付するのか。監査の申込みが殺到した場合はどうなるのか。

1. 制度の目的・概要

【Q1-1】

JASTI 策定の趣旨・目的は何か。

【A1-1】

近年、世界的に人権等のサステナビリティへの対応が求められており、人権監査は、海外のハイブランドを有する企業等との取引を行う上でも必須となりつつあります。日本企業がこの対応に遅れをとれば、ビジネス機会の喪失につながるおそれもあり、これらへ適切に対応することは、国際ビジネスを行う上で必要不可欠です。また、このような国際的なビジネス取引の状況を受けて、日本国内においても、サプライチェーンにおける人権取組の必要性和それに伴う監査対応が増加しつつあります。

このような状況を踏まえ、国際的に実施されている人権監査の内容や日本の繊維産業の実態を踏まえ、JASTI (Japanese Audit Standard for Textile Industry) が策定されました。

【Q1-2】

JASTI 監査を受けるメリットは何か。

【A1-2】

JASTI 監査を受けるための事前準備や実際の監査を通じて、自社の製造現場の事業活動における人権リスクについて、専門的な知見を有する監査員による指摘や監査レポートで確認することができ、継続的な改善に取り組むことができます。

また、JASTI の要求事項は、国際認証やイニシアティブの監査要求事項にも含まれているものが多数あるため、人権監査を求める海外企業等との取引において監査を求められる場合などに備えた準備を行うことができます。

【Q1-3】

JASTI 監査と特定技能制度との関係は。JASTI 監査を受ければ、特定技能外国人の受け入れに関する追加要件「国際的な人権基準に適合して事業を行っていること」を満たすのか。

【A1-3】

JASTI は、繊維業における特定技能外国人の受け入れに関する4つの追加要件のうち「国際的な人権基準に適合して事業を行っていること」を充足していることを示すための認証・監査制度の1つとして指定されています。

JASTI 監査の「A 判定」もしくは「B 判定」を取得することで、この要件を充足するものとして活用することが可能です。なお、監査を受けた結果「判定なし」となった場合には、この特定技能制度の要件を充足するものとして利用することはできませんので、改善を行った上で、再度監査を受けて「A 判定」もしくは「B 判定」を取得する必要があります（※「判定」については、

【Q1-6】を参照）。

なお、特定技能制度との関係においては、「A 判定」の場合は2年後の更新、「B 判定」の場合には1年後の更新が必要となります。

【Q1-4】

JASTI の監査要求事項とはどのようなものか。

【A1-4】

JASTI は、国際的な人権基準である国際労働機関（ILO）の5分野10条約（※）を包摂し、社会・人権面の項目を中心として、中小企業等が最低限遵守すべき基礎的な内容を網羅した監査要求事項から構成されています。基本的には、国内法令等に則り適切に事業を行っている事業所においては対応可能な水準となっていますが、一部には、国際スタンダードや人権基準に照らして取り組むべき内容（方針策定、体制構築等）が含まれています。

（※）労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言に掲げられた基本的権利に関する原則であり、具体的には、結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、強制労働の禁止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境 を指す。

【Q1-5】

各項目に記載された「重要度（ZT, MJ, MN）」とは何か。

【A1-5】

JASTI では、要求事項の項目ごとに、その重要性や対応の必要性・緊急性に応じて、3段階の「重要度（ZT, MJ, MN）」を設定しており、それぞれの意味は以下の通りです。

ZT：Zero Tolerance（ゼロトレランス）許容不可	不適合は、至急改善しなければならない。
MJ：Major（メジャー）重要	不適合は、次回監査に向けて、改善に取り組まなければならない。
MN：Minor（マイナー）軽微	不適合は、継続的に改善に取り組まなければならない。

監査の際、要求事項の内容に「不適合」と指摘があった場合には、その重要度に応じて、上記の対応に取り組む必要があります。特に、明らかな人権侵害やそのリスクに繋がる可能性が高い項目は「ZT」に設定されており、これに不適合があった場合には、JASTI 関連資料の「改善すべき事項」に基づき、至急改善に取り組まなければなりません。

なお、項目によっては、その重要度に幅（例：ZT～MJ）が設けられているものがありますが、これは「不適合」の状況や度合いに応じて、判断されることになります。

監査では、重要度（ZT, MJ, MN）ごとに不適合の数がカウントされ、その結果に応じて、最終的に監査結果の「判定」が決まる仕組みとなっています（※「判定」については、【Q1-6】参照）。

【Q1-6】

JASTI 監査結果に基づく「判定」の種類は、どのように決まるのか。

【A1-6】

JASTI 監査の判定には、その結果に応じて、「A 判定」・「B 判定」・「判定無し」のいずれかの判定が出ます。この判定は、重要度（ZT, MJ, MN）ごとの不適合の数を集計し、設定された「判定基準」に基づき、決定される仕組みとなっています。「判定基準」の詳細は非公開ですが、1つでも「ZT」の不適合があった場合には、「判定なし」となります。

この「判定（A, B, 判定なし）」は、監査終了後に監査機関から発行される「工場監査レポート（最終判定用）」に記載されます。

JASTI では、「判定基準」について、①初回監査（※1）、②2回目以降監査（※2）で、異なる基準を採用しています。これにより、初めて監査を受ける事業者にも取り組みやすい基準（①）としつつ、2回目以降には初回よりも厳しい基準（②）とすることで、継続的な改善に向けた取組を促す仕組みとしています。（例えば、①初回監査では、重要度 MN の要求事項について、判定への影響が軽微となっていますが、②2回目以降監査では、初回と比べてその影響は大きくなっています。）

(※1) 監査を受けた回数に関わらず、初めて判定(AもしくはB)を取得するまでは「初回監査」。

(※2) 監査で1回以上、判定(AもしくはB)を得た者が受ける監査は「2回目以降監査」。

【Q1-7】

JASTI 監査の「判定」の有効期間はあるのか。

【A1-7】

JASTI は第三者監査制度であり、「判定」は監査時点の事業所の状況を評価したものであることから、「判定」に有効期間は設けられていません。他方で、継続的に改善の取組を促す観点で、「判定」に応じて、以下の通り、更新監査を受けるタイミングの目安を設けています。

＜監査更新の目安期間＞

A 判定：2 年

B 判定：1 年

なお、特定技能外国人の受入れに関する追加要件のうち「国際的な人権基準に適合して事業を行っていること」を充足していることを示すために、JASTI 監査の判定を用いる場合には、「A 判定」の場合は2年後の更新、「B 判定」の場合には1年後の更新が必要となります（※【Q1-3】にも記載の通り）。

2. JASTI 監査の体制・手続き等について

【Q2-1】

JASTI に基づく第三者監査を受けたい場合、どこに申込みや問い合わせをすれば良いか。

【A2-1】

JASTI 監査を行う監査機関は、4月1日より始まっている「人権デュー・ディリジェンス推進コンソーシアム（人権 DD コンソ）」と7月1日より開始した「全国社会保険労務士会連合会（社労士連合会）」となっております。

第三者監査の申込み手続きについては、以下の人権 DD コンソに記載の監査機関もしくは社労士会連合会の JASTI 監査対応社労士に直接お問い合わせください。

◆人権 DD コンソ HP：<https://sites.google.com/view/jinkenddconso/top>

◆社労士会連合会 HP（JASTI 監査対応ページ）：

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/957/Default.aspx>

【Q2-2】

JASTI の監査料はいくらか。

【A2-2】

監査を受ける事業所の状況や、監査機関によって異なります。詳細は、上記 A2-1 と同様に、人権 DD コンソに記載の各監査機関もしくは社労士会連合会の JASTI 監査対応社労士に直接お問い合わせください。

【Q2-3】

JASTI の監査にはどのくらいの期間かかるのか。

【A2-3】

監査申請を行うまでに、必要書類がどれだけ整備されているかで、所要期間は大きく変わります。すでに他の人権監査を受審しており、必要な書類や記録類が揃っている場合は、監査申込みの受理から監査レポート発行まで、通常、2～3ヵ月程度です。ただし、監査申込みが混みあっている場合、通常よりも時間がかかることがあります。

なお、必要な書類や記録類が揃っていない場合、監査申込みの受理ができない場合がありますので、JASTI の関連資料である「監査時必要資料」の内容を見て、予めできる限り資料を揃えてから監査に臨むのが近道です。

【Q2-4】

JASTI の要求事項への対応は、過去に遡って適用されるのか。（これまでの対応を補填する必要があるのか。）

【A2-4】

原則、監査時の状況で判断します。ただし、賃金の未払いなどがあった場合には、法令の要求に従い過去に遡って賃金の支払い義務が発生することがあります。

【Q2-5】

監査結果に対する問い合わせや苦情は、どこに連絡すれば良いか。

【A2-5】

原則として、監査結果への質問等については、監査を行った監査機関（社労士）にお問い合わせください。苦情などの内容によっては、監査機関事務局である「人権 DD コンソ」もしくは「社労士会連合会」でもお問い合わせに応じます。また、必要な場合には、「人権 DD コンソ」、「全国社会保険労務士会連合会」が統括事務局（日本繊維産業連盟）とも協議の上、対応します。

◆人権 DD コンソ HP : <https://sites.google.com/view/jinkenddconso/top>

◆社労士会連合会 HP（JASTI 監査対応ページ）:

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/957/Default.aspx>

【Q2-6】

監査前の準備や監査後の改善について、支援を受けられる仕組みはあるか。

【A2-6】

監査では、工場の状況確認や従業員のインタビューなどを行うとともに、書類等により要求項目への適合状況を確認します。監査の申込み前に、関連資料である「監査時必要資料」の内容を確認し、必要な書類の準備を行ってください。

なお、監査前の準備段階や監査後の改善のコンサルティングについては、全国の社労士に相談ください。詳細は、都道府県社会保険労務士のホームページ、全国社会保険労務士会連合会のホームページをご覧ください。

◆社労士会連合会 HP（JASTI 監査対応ページ）:

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/957/Default.aspx>

【Q2-7】

社労士も JASTI 監査が実施できると聞いたが、顧問社労士などに監査をしてもらえるのか。

【A2-7】

社労士による監査は、体制が整い次第、今夏以降に開始される見込みです。現時点では、BHR（Business and Human Rights）推進社労士の中から、全国社会保険労務士会連合会で実施する研修の受講等一定の要件を満たす社労士を、JASTI 監査を実施できる社労士として、リスト化・公表する方向で検討しています。なお、第三者監査という性質上、顧問社労士や監査のためのコンサルティングを行った社労士による JASTI 監査は認められません。詳細は全国社会保険労務士会連合会にお問い合わせください。

【Q2-8】

BHR 推進社労士とは何か。

【A2-8】

BHR 推進社労士は、ILO 駐日事務所の技術協力で構築した全国社会保険労務士会連合会の「ビジネスと人権」に関する研修を全て修了した社労士で、社労士の中でも人権尊重経営、「ビジネスと人権」、人権デューディリジェンスに実践的に対応可能な社労士です。詳細は全国社会保険労務士会連合会にお問い合わせください。

【Q2-9】

社労士による監査の事前や事後のコンサルティングはいくらかかるのか。

【A2-9】

コンサルティングを受ける事業所の状況や、対応する社労士によって異なります。詳細は、都道府県社会保険労務士会のホームページ、全国社会保険労務士会連合会のホームページを確認の上、各社労士にお問い合わせください。

◆社労士会連合会 HP（JASTI 監査対応ページ）：

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/957/Default.aspx>

【Q2-10】

JASTI 監査で A 判定や B 判定を得られなかった場合、再度監査を受けることになるので、計 2 回分の監査料が必要になるのか。

【A2-10】

監査の結果、「判定無し」となった場合は、原則として、再度監査を受ける必要があります。ご不明な点は、各監査機関に直接お問い合わせください。

【Q2-11】

JASTI 監査に必要な書類等の準備に時間がかかってしまい、技能実習生の在留期限が過ぎてしまいそうな場合はどうしたら良いのか。

【A2-11】

監査に必要な書類等の準備に時間がかかってしまい、在留期限が過ぎてしまう可能性がある場合、特定活動（在留期間 6 ヶ月）への在留資格変更が可能で、やむを得ない事情があると認められる場合には 1 回限り更新ができるため、最大で 1 年間は特定活動での就労が可能となっています。

す。特定活動への在留資格変更手続きについては、下記 HP を参照していただくか最寄りの地方出入国在留管理局（地方入管局）へお問合せ下さい。

◆出入国在留管理庁 HP : https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00025.html

【Q2-12】

JASTI についての説明会を開催して欲しい場合はどのようにすれば良いか。

【A2-12】

説明会は今後各産地で開催予定です。説明会をご希望される場合、個社単位での対応は難しいため、所属の繊維組合又は協同組合等を通じて最寄りの中小企業団体中央会等の団体へご相談ください。なお、経済産業省ではオンラインセミナーも開催予定ですので、後日経済産業省の HP をご参照ください。

また、人権 DD コンソでは不定期での説明会の開催を予定しています。個社で説明会をご希望の場合は、人権 DD コンソの各監査機関にお問合せください。

◆人権 DD コンソ HP :

<https://sites.google.com/view/jinkenddconso/top>

【Q2-13】

監査は随時申込み受付するのか。監査の申込みが殺到した場合はどうなるのか。

【A2-13】

監査は随時受付いたします。予想を上回る多数の申込みが集中した場合は、すぐに監査を受けられない可能性があります。状況に応じて、監査日程を調整させていただきます。

詳細は、以下の人権 DD コンソに記載の監査機関に直接お問い合わせください。

◆人権 DD コンソ HP : <https://sites.google.com/view/jinkenddconso/top>